

## 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人清賢会（以下「法人」という。）定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、役員のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 常勤監事とは、監事のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第 45 条の 3 第 1 項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第 3 条 常勤役員、常勤理事、常勤監事、非常勤役員は、無報酬とする、  
2 評議員には、定款第 8 条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

### (報酬等の額の決定)

第 4 条 評議員の報酬は、別記 1「評議員の報酬」に定める額とする。

### (費用弁償)

第 5 条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として実費相当額の通勤手当を支給することができる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）として実費相当額の出張費を支給することができる。

(報酬等の支給日)

第 6 条 評議員報酬等(旅費を除く)は、毎月末日に支払うものとする。

なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第 7 条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込んで支払うことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第 8 条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て別に定めるものとする。

附則

この規定は平成 29 年 6 月 24 日(評議員の議決日)から施行する。

別記 1

評議員会出席の都度 一人一律 0 円